

週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）新旧対照表（令和3年10月改定）

現行（令和2年8月）	改定（令和3年10月改定）																																								
<p>(積算方法)</p> <p>第5条 発注者は、週休2日制の取り組みに対して、現場の閉所状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計変更を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="300 442 999 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休</th> <th>4週7休</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4週6休とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満をいう。 ・ 4週7休とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満をいう。 ・ 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上をいう。 <p>(工事成績)</p> <p>第6条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。</p> <p>(実施の明示)</p> <p>第7条 週休2日制を希望した受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙4）。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、給水課と協議すること。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年8月11日から施行する。</p>		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04	共通仮設費率	1.01	1.03	1.04	現場管理費率	1.02	1.04	1.05	<p>(積算方法)</p> <p>第5条 発注者は、週休2日制の取り組みに対して、現場の閉所状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計変更を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1227 445 1919 614"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休</th> <th>4週7休</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4週6休とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満をいう。 ・ 4週7休とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満をいう。 ・ 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上をいう。 <p>(工事成績)</p> <p>第6条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。</p> <p>(実施の明示)</p> <p>第7条 週休2日制を希望した受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙4）。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、給水課と協議すること。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年8月11日から施行する。 この要領は、令和3年10月15日から施行する。</p>		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	現場管理費率	1.03	1.04	1.06
	4週6休	4週7休	4週8休以上																																						
労務費	1.01	1.03	1.05																																						
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04																																						
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04																																						
現場管理費率	1.02	1.04	1.05																																						
	4週6休	4週7休	4週8休以上																																						
労務費	1.01	1.03	1.05																																						
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04																																						
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04																																						
現場管理費率	1.03	1.04	1.06																																						